

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

August 29, 2024

国家知識産権局(特許庁)より 2024 年上期の商標出願授権統計情報が公表されました。

最近の商標出願授権動向および異議申立・審判請求状況に加え、商標の顕著性や商標侵害の存否が争点となった商標訴訟事例の要点を紹介いたします。

中国商標マネジメントの参考になれば幸いに存じます。

中科專利商標代理有限公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: zhang@csptjp.com

2024年中国商標トピックス

<要旨>

I. 商標出願授権動向

- ◇商標出願動向は、2021 年をピークに達し、その後は減少傾向にあります。これは不正商標出願を厳しく取り締まる特許庁の施策によるように思われます。
- ◇商標授権動向は、商標出願件数と同様に此処数年間は減少傾向にあります。2023 年の商標審査の内訳は、**初歩査定 52.0%、一部拒絶査定 14.4%、拒絶査定 33.6%**であり、厳しい審査状況になっています。

II. 商標法第五次改正草案状況

- ◇2023 年 1 月に特許庁は、「知的財産権の法的保護の保障」という国家の要請に従い、『中華人民共和国商標法第五次改正草案(意見募集稿)』を起草し、公表しました。
- ◇この大改正草案は、2023 年に社会・業界より意見(Public Comments)を募集されましたが、その後の動きは公表されていません。公表され次第、情報提供いたします。

III. 商標訴訟事例紹介

- ◇最近の関心の高い商標訴訟事例として次の二件を紹介します。

郴州大拇印偽造防止科技有限公司と国家知識産権局の商標出願拒絶査定行政紛争事件
<争点> キャッチコピーを付加した商標に顕著性があるか否か？

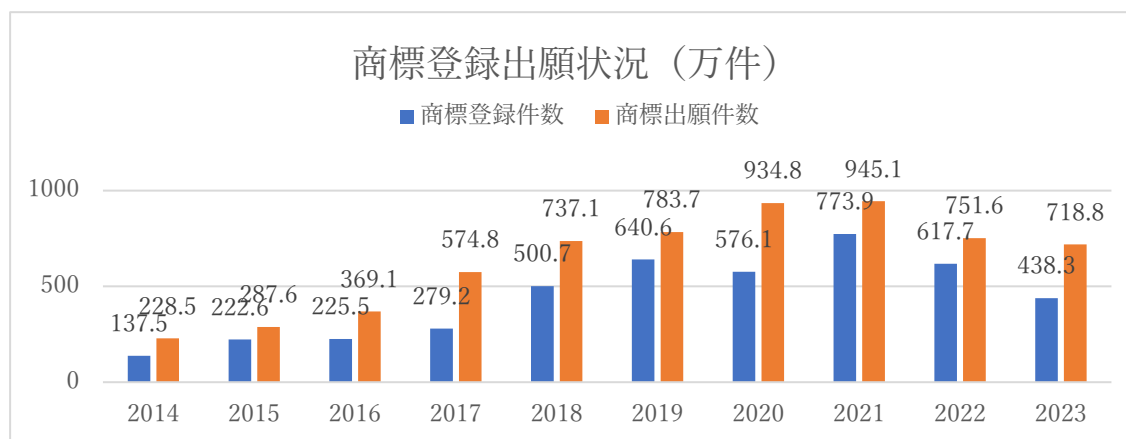
蘇州詩某生物日化有限公司、上海碧某化粧品有限公司等による商標権侵害紛争事件
<争点> オーデオロン商品への「金銀花」の使用は登録商標専用権を侵害するか否か？

※上記トピックスを次ページより概説します。

I. 商標出願動向および商標授權（登録）動向

1-1. 商標出願状況

- ◇商標出願件数は、2014年以降増加傾向にありましたが、2021年にピークに達し、その後は減少傾向に転じ、2023年は718.8万件に減少しました。特許庁は、「悪意による商標の冒認出願」などの不正商標出願に対して厳しく取締っており、その政策が一要因のように思われます。
- ◇商標出願審査の内訳は、**初歩公告 52.0%、一部拒絶 14.4%、全部拒絶 33.6%**であり、他国と比較して厳しい審査状況にあります。
- ◇商標出願審査の**平均期間は4ヶ月**であり、**商標登録期間は7ヶ月**（異議期間3ヶ月を含む）で安定しています。



1-2. 商標登録状況

- ◇商標登録件数も、2021年にピークに達し、その後は減少傾向に転じ、2023年は438.3万件に減少しました。
- ◇2023年の**外国出願人の中国登録件数は13.4万件**であり、総件数の**3.1%を占め、前年比23.1%減少**しました。外国出願人の**中国有効商標登録件数は209.9万件**であり、総件数の**4.5%を占め、前年比3.4%増加**しました。

最近3年間の商標出願件数と商標登録件数(万件)

暦年	出願件数	登録件数
2024 上半期	-	238.5
2023	718.8	438.3
2022	751.6	617.7
2021	945.1	773.9
増加率	-4.4%	-29.0%

※増加率：2023年と2022年と比較した率

1-3 商標異議申立状況

- ◇2023年の商標異議申立件数は、**11万5051件**で**前年比21.2%減少**しました。商標出願件数の減少による影響のように思われます。
- ◇異議申立件数は、登録件数の約2.5%相当であり、2023年の異議決定の内訳は、**成立42.7%、部分成立17.7%、不正立39.6%**であります。問題となる商標公告への対策として、異議申立は有効な手段として利用されています。

商標異議件数(件)

種別	2022年	2023年(前年比)	2024年上半期
異議申立	145821	115051(-21.1%)	61789
異議裁定	169284	153002(-9.62%)	50588
		成立+部分成立 60.4%、不成立 39.6%	

1-4.商標審判状況

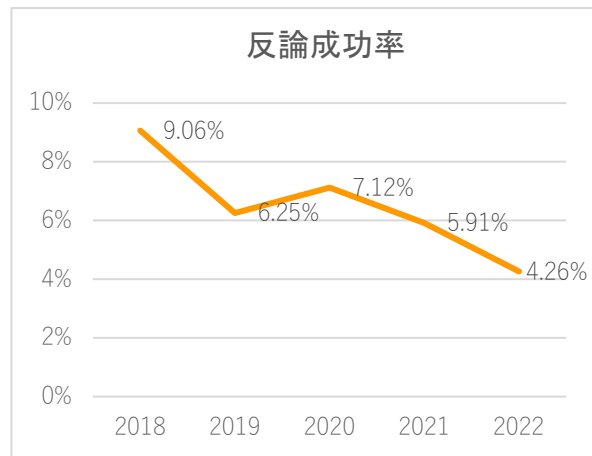
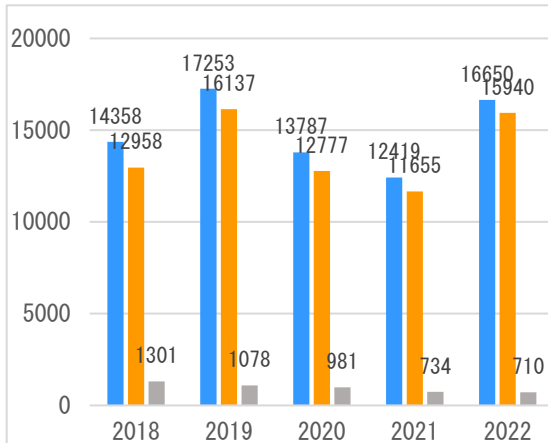
◇異議申立および不使用取消の復審(審判)は、前年比で可なり増加しています。異議申立および不使用取消の審査結果に不服とする案件が多くなり、審判に進んだものと思われます。

◇一方、拒絶査定に対する不服審判は、前年比で若干減少しています。

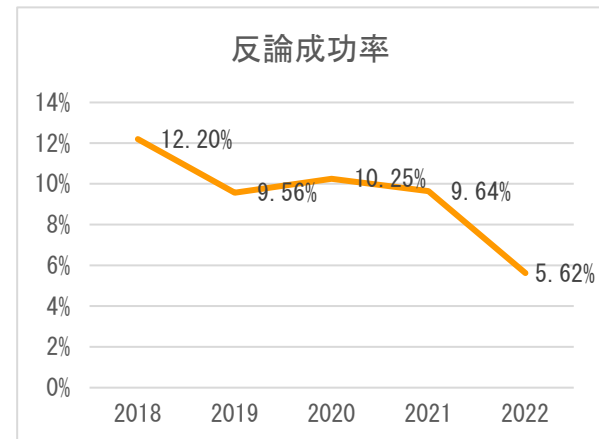
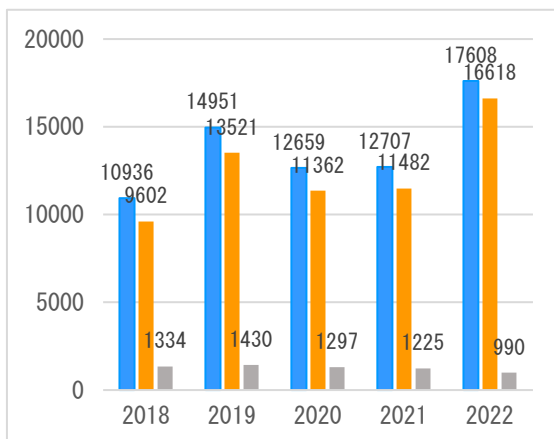
項目	案件類型	2022年	2023年(前年比)		2024上半期
審判申請	拒絶不服審判	331,591	312,523	-5.75%	168354
	異議申立復審	3,744	6,110	63.19%	1864
	不使用取消復審	16,005	21,393	33.66%	9339
	無効宣告	71,308	70,788	-0.73%	35421
	その他	55	86	56.36%	36
	合計	422,703	410,900	-2.79%	215014
審判決定	拒絶不服審判	344,853	284,400	-17.53%	134853
	異議申立復審	3,005	3,603	19.90%	2239
	不使用取消復審	14,886	16,438	10.43%	9197
	無効宣告	48,841	68,886	41.04%	30091
	その他	81	52	-35.80%	36
	合計	411,666	373,379	-9.30%	176416

1-4-1 商標拒絶不服審判状況

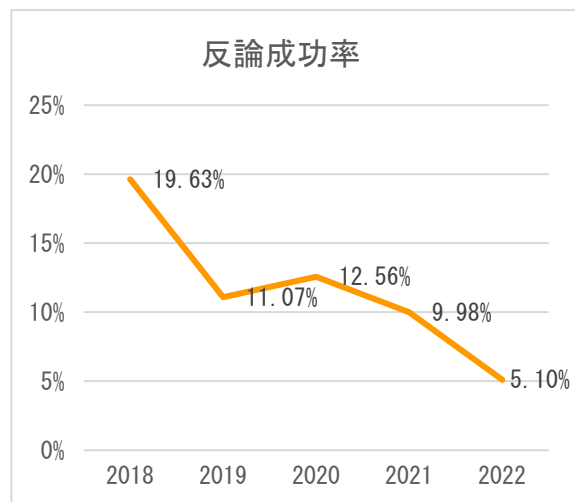
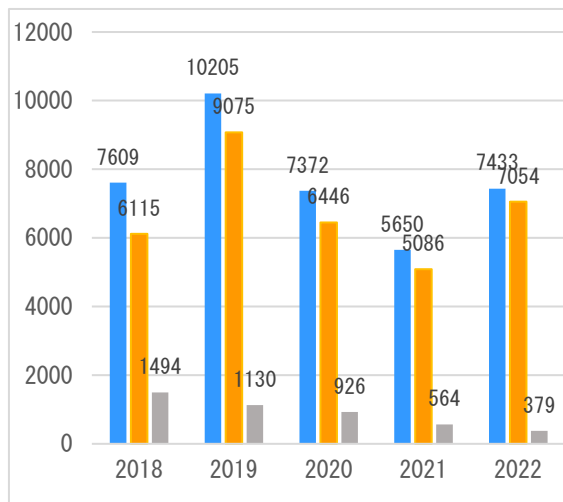
◆**顕著性**ない拒絶復審件数 (■ 案件総件数、■ 顕著性ない件数、■ 反論成功件数)



◆**誤認**拒絶復審件数 (■ 案件総件数、■ 誤認件数、■ 反論成功件数)



◆不良な影響で拒絶復審件数（■案件総件数、■不良な影響件数、■反論成功件数）



1-5.商標審査時間

◇商標の審査時間は下表のとおりです。出願審査は、年々早くなっています。

商標出願	3-4 ヶ月
更新	1-2 ヶ月
拒絶不服審判	6-8 ヶ月
異議	6-9 ヶ月
無効	10 ヶ月
不使用請求	6 ヶ月
譲渡	2-3 ヶ月
名義・住所変更	1-2 ヶ月
商標登録証明の取り寄せ	2 ヶ月

II. 商標法第五次改正草案状況

◇2023年1月に特許庁は、「知的財産権の法的保護の保障」という国家の要請に従い、『中華人民共和国商標法第五次改正草案(意見募集稿)』を起草し、公表しました。この草案は、現行法を大幅に改正した草案です。

◇この大改正草案は、2023年2月に社会・業界より意見(Public Comments)が募集されましたが、その後の動きは公表されていません。弊所は引き続き、特許庁の動静を監視します。

商標法第五次改正草案の主要改正要旨

No	項目	条項	要旨
1	重複登録禁止	第14条 第21条	◇同一出願人による同一商標の同一商品/サービスにおける重複登録が禁止されます。
2	登録要件	第14条	◇商標の登録要件として、公序良俗に違反してはならないことを明示し、悪質な商標登録等をさらに規制する趣旨が強調されています。
		第15条	◇使用禁止商標として、「社会主義の中核的価値観に反するもの」、「中華の優れた伝統文化に害を及ぼすもの」、「周知の国内外の地名」が追加されています。
		第16条	◇商標の不登録事由として、商品の単なる通用名称、図形、型番に加え、「商品の技術用語」が追加されています。このような商標は、使用により周知となっても登録が認められません。
3	異議申立	第36条	◇商標審査の質的効果と紛争解決効率を向上させるため、異議申立期間を公告日から2カ月に短縮されます。
		第39条	◇被異議申立人(出願人)が拒絶決定を受けた場合、異議審査モデルを最適化する目的から、不服審判の手続が廃止され、人民法院へ訴えを提起することになります。
4	無効審判 商標移転	第45条	◇第18条(馳名商標の保護)、第19条(代理人の冒認出願)、第23条(先行権利の保護)の規定に違反し、一定の影響のある商標が冒認登録された場合、その先行権利者は、冒認登録に対する無効審判に勝てば、その登録商標を自己の名義に移転することが出来るようになります。
6	悪意の出願 悪意の使用	第22条	◇悪意のある商標出願のケースとして、現行法の使用を目的としない大量出願に加え、四つのケースが追加されています。
		第36条 第44条	◇悪意の商標登録に対し、第22条1項(大量冒認出願)または2項(不正手段)に該当する場合には、異議申立、無効審判を請求できます。
		第48条	◇商標権者は、悪意があった場合、登録商標が無効宣告を受けた後、無効宣告前の権利侵害行為に対して法律責任を負うこととなります。
		第67条	◇第22条に違反し悪意の商標出願を行った場合、商標法執行部門は、出願人に対し警告を発し、罰金を課せます。
		第83条 第84条	◇第22条第4項に違反した悪意の冒認出願人に対し、当該悪意の出願を阻止するために要した費用を含め、自己の損失を賠償請求できます。悪意の商標訴訟により損失を受けた場合も賠償請求できます。
7	商標使用 使用説明	第59条	◇商標の使用として、インターネット等の情報ネットワークを通じての使用が明示されています。
		第61条	◇商標登録後5年ごとに自主的に商標の使用状況を説明することになります。正当な理由なく説明しない場合、説明が事実と異なる場合には、登録商標の取り消しとなります。
8	商標権侵害	第72条	◇商標権侵害行為として、電子商取引における他人の登録商標の無断使用が明示されています。
		第74条	◇商標紛争多元解決メカニズムとして、仲裁、行政裁決、非侵害確認訴訟などが規定されています。
		第77条	◇故意侵害に対する懲罰的罰則として、損害計算額の1~5倍の規定は維持されています。(悪意から故意に用語変更あり)

Ⅲ. 商標訴訟事例紹介

3-1. (2023)最高法行申 1053 号

郴州大拇印偽造防止科技有限公司と国家知識産権局の商標出願拒絶査定行政紛争事件





<争点>

◇商標に顕著性があるか否か？

<係争商標>

◇原告の大拇印社は「大拇印」という要部を含む商標を多くの分類に総計45件出願し、その中でキャッチコピー「**卖方承諾 商標假一賠百**」(売主は商標が偽物であれば百倍賠償することを承諾する)のない商標(No1, No3)は6件登録になり、キャッチコピーのある商標(No.2, No.4)は全て拒絶査定となった。

◇本件訴訟の対象商標は No.2 の商標(第 16 類)である。

登録商標 No1	拒絶査定商標 No2	登録商標 No3	拒絶査定商標 No4
			

<訴訟概要>

	要旨
事件概要	<ul style="list-style-type: none">◇大拇印社は、本件商標(No.2 第 16 類)が審査および復審でも拒絶され、拒絶査定に不服として行政訴訟を提起した。◇一審、二審法院は、いずれも国家知識産権局の決定を支持し、本件商標は顕著な特徴に欠けるため、登録を認めないとした。◇大拇印社は、二審判決を不服として最高裁に再審を請求した。
再審結果	<ul style="list-style-type: none">◇最高人民法院は、本件商標が顕著な特徴に欠け、登録要件を満たしていないと判断し、大拇印社の再審請求を却下した。
再審要旨	<ul style="list-style-type: none">◇一般的には、商標に装飾又は文字を付加することは、商標の顕著性を更に高める効果がある。一方、商標へ付加する装飾又は文字によっては、商標そのものの顕著性を損なうこともある。◇本件商標について言えば、「売主承諾」、「商標偽物なら百倍賠償」は、真実性を強調する広告宣伝(キャッチコピー)の常套句である。「大拇印」は、その文脈(大きな母印)において、キャッチコピーと同じような意味を持ち、同じような意味の両者を結合すれば、逆に「大拇印」の単独での存在時の顕著性を薄めることになる。◇本件商標全体は、一般公衆により、通常の広告宣伝の用語(キャッチコピー)と思われやすく、商標の本来の機能である商品又は役務の出所を示す標識として認識されるものではない。◇したがって、本件商標は顕著性に欠けるものと認定する。

<解説>

◇商標の登録性を高めるため商標に装飾や文字を付加するケースがあります。この場合、付加する装飾や文字を選定する際、その装飾や文字が商標そのものの顕著性を損なわないように注意する必要があります。上記再審例より、同種の意味をもつ文字の付加は、商標の登録に悪影響を及ぼします。

3-2. (2022)最高法民再 238 号

蘇州詩某生物日化有限公司、上海碧某化粧品有限公司等による商標権侵害紛争事件

<争点>

- ◇詩某公司(被告)が生産販売するオーデコロン商品に「金銀花」を使用することは碧某公司(原告)の登録商標専用権を侵害するか否か？

<係争商標>



<訴訟概要>

	要旨
事件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◇碧某公司(原告)は、詩某公司与潤某公司(被告)が生産販売したオーデコロン商品に「金銀花」を使用したことが自身の登録商標専用権を侵害したとして、権利侵害行為の差止と損害賠償の判決を法院に請求した。 ◇被告は、「金銀花」は商品原料の記述であり、その使用は正当な使用に該当し、権利侵害を構成しないと反論した。
判決	<ul style="list-style-type: none"> ◇一審法院は、被告に直ちに権利侵害行為を停止し、原告に経済的損失及び合理的支出の合計 10 万元を賠償するよう判決した。 ◇二審法院は、一審判決を取り消し、被告に直ちに権利侵害行為を停止し、被告の詩某公司是、原告の経済損失及び合理的支出の合計 12 万元を賠償し、被告の潤某公司是、そのうちの 2 万元に対して連帯賠償責任を負うとの判決を言い渡した。
再審	<ul style="list-style-type: none"> ◇最高裁の再審法院は、一、二審判決を取り消し、原告の訴訟請求を却下した。
再審要旨	<ul style="list-style-type: none"> ◇「金銀花」は、本件商標の一部であるが、それ自体は、草本植物の名称として、商品の原料を示す機能を有する。 ◇本件商標の芸術的デザインは、その顕著性を強めたものの、保護範囲は当該特定のデザイン形式に限定すべきである。 ◇被告が製品の包装に「金銀花」を使用したのは、商品の原料を明示するためであり、かつ、その使用方法は、本件商標と視覚効果において明らかに区別できるものである。 ◇更には、市場には様々なブランドの金銀オーデコロンが存在し、消費者は、それぞれの商品を識別することができ、被告の使用が混乱を招くことはない。 ◇したがって、被告による「金銀花」の使用は、正当な使用に相当し、原告の商標権侵害を構成しない。 ◇再審判決は、一審、二審の法適用の誤りを是正し、原告の請求を却下した。

<解説>

- ◇登録商標の「金銀花」は、オーデコロンの原料成分であることから、商標固有の顕著性が高くないため、登録商標の保護範囲は、特定の芸術的デザインの形式を有する文字に限られるべきであると認定されました。
- ◇この再審は、このような登録商標の原料表示などの正当な使用については、商標権の侵害にならないことを明確にしたうえで、商標権の保護と公共の利益のバランスに対する法の精神を体現した事例であります。
- ◇登録商標の「金銀花」は、1991年に出願された商標です。そのころの審査は緩やかであったため登録になりました。しかしながら、最近の審査では、顕著性の判断には厳しいところがあり、この「金銀花」のデザイン商標は登録にならない可能性が高いように思われます。仮に登録になっても、その保護範囲は限定的になります。
- ◇従って、不登録事由として、商標法第11条の例示に相当するような商標は、その採用を避けるようにお勧めします。

<不登録事由>

□法律根拠：商標法 第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録してはならない。

- (一) その商品の一般名称、図形、規格にすぎないもの
- (二) 商品の品質、主要な原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表示したにすぎないもの
- (三) その他の顕著な特徴に欠けるもの

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を獲得し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

<品質例>

例：

纯净
C hunjing

指定商品：食用油

超一流

指定役務：レストランサービス

<原料例>

列：

彩棉

指定商品：被服

龙眼

指定商品：キャンディー

田七

指定商品：ヒト用薬

以上